

広島県告示第六百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年八月十六日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社シルバーサポート 藤の穂	安芸郡府中町 鶴江二丁目一 二番四二一 二号	シルバーサポ ート藤の穂	安芸郡府中町 鶴江二丁目一 二番四二一 二号	訪問介護	平成二三年 一月三〇 日
特定非営利活 動法人夢をつ むいで	府中市用土町 三四三番地一	ケアサポ ート夢のたより	府中市鶴飼町 六〇七番地	訪問介護	平成二四年 七月三一日
医療法人楽生 会	竹原市下野町 一七四四番地	訪問看護ステ ーション竹の 子ウエスト	東広島市安芸 津町風早字新 開三一八九 五	訪問看護	平成二四年 七月三一日
株式会社ケア ノス	廿日市市前空 二丁目一番七 号	株式会社ケア ノス	廿日市市前空 二丁目一番七 号	訪問介護	平成二四年 七月三一日